公益社団法人 日本ナショナル・トラスト協会 会長 池谷奉文(いけやほうぶん)

平成31年度予算・税制改正に関する要望

日頃より、国家の基本財産である豊かな自然や歴史的な環境等の保全にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

ナショナル・トラスト活動は、市民や企業からの寄附を募り、自然の豊かな土地や 歴史的な建造物等を買取りまたは寄贈を受けることにより、すべての国民のために永 遠に守り継いでいく活動です。特に、トラスト地として保全される自然地は、気候調 整や洪水防御、食糧や医薬品等に供される遺伝子資源の産出、レクリエーションや観 光といった精神的・文化的な利益などの多様な生態系サービスを提供する、かけがえ のない国の資産です。

現在の財政状況下において、自然環境や生物多様性の保全を進めるには、行政機関による公有地化や保護区の設定を進めると同時に、民間のナショナル・トラスト活動の積極的な推進が非常に重要となっています。

一方、ナショナル・トラスト活動を取り巻く税制度等については、資産の取得、維持に関する支援措置が十分に整えられてはおらず、トラスト活動の持続的な推進を阻んでいます。

平成20年に制定された生物多様性基本法は、ナショナル・トラスト活動を推進するために税制の優遇措置等の必要な措置を講ずることを国に求めています(第8条、第21条第3項)。平成27年4月に施行された「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律」も、自然環境トラスト活動を推進するために税制上の措置を講ずるよう努めることを国に求めています。(第11条第2項)。

以上のことから、我が国におけるナショナル・トラスト活動をより一層推進し、かけがえのない自然及び生態系を将来世代へと手渡していくため、「ナショナル・トラスト活動の推進に関する法律」(仮称)の制定、及び、当面(平成31年度)の税制等に関して、次の5点を要望します。



東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル TEL:03-5979-8031 FAX:03-5979-8032

1. ナショナル・トラスト活動により取得する土地に対する固定資産税、不動産取得税の非課税措置の創設

現行の税制においては、ナショナル・トラスト活動により取得した土地に対する固定資産税、不動産取得税については、非課税や減免、課税免除及び不均一課税の規定適用(地方税法第6条、第73条の4第1項第7号、第73条の31、第348条第2項第12号、第367条、各地方自治体の税条例)の申請を行っています。審査の結果、非課税や減免となることもありますが、その判断は地方自治体次第であり、ナショナル・トラスト活動の公益性に対する地方自治体ごとの認識の差異により、横須賀市、群馬県、岩手県など非課税や減免が認められない場合もあります。非課税等の規定適用の申請手続きには多大な労力も必要とされ、この点について、全国の活動団体から、税負担の公平性の欠如や、安定性のあるナショナル・トラスト活動を続け、またさらに発展させていく上での大きな課題であるとの声が多々寄せられています。

このため、国民の財産である自然環境や生物多様性の保全のため恒久的な土地の保全を目的とするナショナル・トラスト活動の公益性に鑑み、「ナショナル・トラスト活動の推進に関する法律」(仮称)の制定、及び、ナショナル・トラスト活動団体により取得した土地に対する固定資産税、不動産取得税を予め非課税とする制度の創設を、強く要望します。

2. ナショナル・トラスト活動を目的とする土地の譲渡所得税の非課税措置の創設

個人が自然環境や生物多様性の保全を目的に、所有している自然地を、ナショナル・トラスト活動を行う民間団体に寄贈したいという声が多くあります。しかし、現行の税制においては、このような公益目的の寄附であっても、時価による譲渡が行われたものとみなし、譲渡益に対し課税する「みなし譲渡課税」の制度(所得税法第59条第1項第1号)が適用されます。この点について、租税特別措置法第40条では、公益を目的とする事業を行う法人への財産の贈与、遺贈については、国税庁長官の承認が得られた場合については非課税とする制度が用意されています。

しかし、寄附の時点では非課税となるかの判断がつかず、また、ナショナル・トラスト活動をその非課税措置の対象とする公益活動とみなすか否かについての判断も明確ではなく、また、承認を求める手続きは多大な労力が必要とされ、ナショナル・トラスト活動を推進する立場からは、時代の要求に合致しない制度となっているのが現状です。

このため、国民の財産である自然環境や生物多様性の保全のため恒久的な土地の保全を目的とするナショナル・トラスト活動の公益性に鑑み、「ナショナル・トラスト活動の推進に関する法律」(仮称)の制定、及び、ナショナル・トラスト活動団体に譲渡した際の譲渡所得税を予め非課税とする制度の創設を、強く要望します。

3. 「国民の生存基盤」である生物多様性・自然生態系の保全・再生に要する費用を、 国民が広く薄く負担する新しい税制の創設

生物多様性・自然生態系は、国民の生存基盤として、地球温暖化の防止、防災・減災、自然体験・環境教育の場の提供等の様々な生態系サービスを、私たちに提供します。こうした生態系サービスは、自然がまだ比較的多く残る地方が主な供給源となっていますが、その恩恵は、都市住民を含め国民全体に及ぶものです。

環境省では、国民の暮らしが森里川海の自然の恵みに支えられていることから、森里川海の恵みを将来にわたって享受し、安全で豊かな国づくりを行うため「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトを進めています。そのなかで、2016年9月に「森里川海をつなぎ、支えていくために(提言)」を公表しています。

森里川海を保全・再生しつなげる取組を国民運動として進め、地方創生を実現するため、生態系サービスを提供する生物多様性・自然生態系の保全・再生に要する費用 を、国民が広く薄く負担する新しい税制の創設を要望いたします。

〈〈ナショナル・トラスト活動の例〉〉



(公社)日本ナショナル・トラスト協会の会員である(公財)埼玉県生態系保護協会では、「水のトラストしよっ基金」を設置し、私たちの生存基盤である清らかな水、おいしい空気、土壌、そして多くの生きものを育む美しい森を「永遠に」保全するナショナル・トラスト活動を展開しています(埼玉県秩父市・小鹿野町)。

2002年の基金立ち上げから 2018年 10 月までに 1,542件の寄附を集めています。相続や利権などで 所有者が次々と変わったり不明となったり、さらには外国資本による山林取得も懸念されるなか、日本ナショナル・トラスト協会とも連携し、「市民・企業の寄附の力で」これまでに約 1,689ha の水源の森を取得しています。

4. ナショナル・トラスト活動の自立・発展に向けた休眠預金等の活用

金融機関で10年以上、入出金の移動がなく、本人の所在が確認できない「休眠預金等」に関して、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(休眠預金等活用法)が定められました。

同法律では休眠預金等について、「人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動」に活用することとしています。活用先については今後検討が進められ、2019年の秋から活用を始めることが予定されています。

人口減少や高齢化が進展して自然環境の適切な管理が困難となる一方で、全国の各地において私有地に残る豊かな自然環境を壊して開発が進められているなか、持続可能な地域づくり・国づくりの基盤である「自然環境の保全・再生」は、国及び地方公共団体だけでは対応することが困難な、優先的に解決を図るべき社会の課題です。そして、行政の取組を補完するナショナル・トラストは、その解決にあたって非常に重要となる公益的な活動です。

<u>ナショナル・トラスト活動の自立・発展に向けた休眠預金等の活用を要望いたします。</u>

5. 生物多様性・自然生態系を保全・再生していくための税制のグリーン化

持続可能な地域づくり・国づくりを実現していくためには、生物多様性・自然生態系を積極的に守り再生していくことが必要です。

一方で、人間の生産活動により、大気汚染や、CO2 が大量に大気圏に排出されたことに伴う気候変動といった問題が起きています。自然生態系は、多様な生物を基本的構成要素としてその他、健全な大気、土、水等の要素がそろってはじめて維持され、全体のバランスを保つことができるものであり、こうした問題は、生物多様性、そして自然生態系の破壊、ひいては私たちの生活や生命をも脅かすことにつながるものです。

生物多様性・自然生態系を維持し、持続可能な地域づくり・国づくりを実現していくためには、地球温暖化対策や大気汚染対策などを積極的に講じていくことが重要です。そのための政策ツールとして、あらゆる経済主体に影響を与えることのできる税制は非常に重要なものであり、例えば、エネルギー課税や車体課税などについて、環境負荷に応じた税負担となるような税制のより一層のグリーン化を要望いたします。

以上